

令和7年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年3月4日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 令和7年度町長施政方針
日程第 4 町長提案理由の説明
（議案第2号～第26号）
日程第 5 委員会提案理由の説明
（発委第1号）
日程第 6 請願の処理
（請願第1号～第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君

教 育 課 長 我 妻 美 幸 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 田 子 広 子

会 計 年 度 任 用 芳 賀 純 弓

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（水野秀一君） 改めまして、おはようございます。

令和7年第2回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案は、条例の制定及び一部改正が13件、令和6年度各会計補正予算が2件、令和7年度各会計当初予算が7件、人事が2件、その他3件の合計27議案となっております。このほか、議員発議等が4件、請願が3件提出されております。また、一般質問は7人で19項目となっており、会期を本日より12日までの9日間とする予定であります。

議員各位におかれましては、議案内容をよくご理解され、町民の負託に応えられますよう十分にご審議をお願い申し上げ開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（田子広子君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 皆さん、改めておはようございます。

令和7年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまです。議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、条例制定、条例の一部改正、補正予算、当初予算、指定管理者の指定、町道路線の認定及び廃止、そして人事案件について提案しております。慎重審議くださいますことをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

初めに、令和7年度の職員採用についてであります。

令和7年度は、大学卒程度の一般行政職2名の職員を採用することに決定いたしました。

一般行政職の1人目は、住所、浅川町転入予定、氏名、近藤真衣。2人目は、住所、浅川町、氏名、生田目大輔。

以上であります。

次に、社会福祉法人浅川町社会福祉協議会の経営状況についてであります。

令和6年度の決算見込みは厳しい経営状況にあると認識しておりますが、過日、福島県社会福祉協議会から講師が招かれ、全職員を対象とした経営改善指導講習会が行われるなど、当法人の自助努力も見受けられるところであります。引き続き、町といたしましても、経営状況を注視しながら、持続的な法人経営を支援してま

いりたいと考えております。

次に、土地の寄付についてであります。

令和7年1月16日に、城山公園を中心とする約3.1ヘクタールの土地の寄付を受けております。これまで以上に、城山公園の利活用に努めてまいる考えであります。

次に、役場前横断歩道の設置についてであります。

これまでの本町の要望活動が実り、2月15日、福島県公安委員会に横断歩道を設置いただいたところであります。町といたしましては、職員はもちろん、来庁者にも横断歩道の利用を呼びかけ、事故防止に努めてまいります。

次に、浅川小学校児童との懇談会の開催であります。児童の皆さんが、浅川町の抱える課題を考えることを通じて、自ら考え、課題を解決していく力を育み、行政に意見を言う場をつくることにより、地域社会の一員として政治への関心を高めていくといった教育上の利点にご理解をいただき、来る3月14日に、浅川小学校において、私と6年生の児童との意見交換会を開いていただけることになりました。児童は、昨年5月から約1年間をかけ、浅川町の将来について学習を重ねてきたと聞いておりますので、児童の質問にはしっかりと向き合っている考えであります。

次に、役場庁舎における時間外窓口の開設日の変更についてであります。

町では、第2及び第4水曜日に、業務時間を延長して窓口を開設しておりますが、現在の利用状況等を踏まえ、4月からは、延長窓口の開設日を毎月1回、最終週の水曜日とする運用に変更いたします。町民の皆さんに対しては、今後、回覧や広報紙、ホームページにより周知を図ってまいります。

以上、ご報告申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第2回浅川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水野秀一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 岡 部 宗 寿 君

7番 須 藤 浩 二 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（水野秀一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） 本定例会のため、去る2月20日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岡部宗寿君。

〔議会運営委員長 岡部宗寿君登壇〕

○議会運営委員長（岡部宗寿君） 議会運営委員長報告。

令和7年第2回浅川町議会定例会に当たり、去る2月20日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、条例の制定及び一部改正が13件、令和6年度各会計補正予算2件、令和7年度各会計当初予算が7件、人事が2件、その他が3件の合わせて27議案であります。このほか、議員発議等が4件、請願が3件提出されております。これらを審議するために、3月4日から12日までの9日間の会期とすることになった次第であります。

日程について、本日は提案理由の説明、5日は一般質問、7日、11、12日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が7人で19項目となっております。委員会で協議した結果、同趣旨扱いと認められる質問はありませんでした。

また、令和7年度浅川町一般会計予算の審議に当たっては、歳出、歳入の順で審議し、例年どおり歳出については款の項ごとに、歳入については款ごとに行うこととしたいと思います。

結びに、議員の皆様には、議論がかみ合う能率的な議会運営のため、令和7年度当初予算に対する発言通告の提出について、特段のご協力をお願い申し上げますとともに、これまでと同じく、質疑等は前置き短くかつ簡潔明瞭に、建設的立場で議論されますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 本定例会の会期は本日から12日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの9日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によって、日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

◎令和7年度町長施政方針

○議長（水野秀一君） 日程第3、令和7年度町長施政方針に入ります。

町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 令和7年度浅川町一般会計をはじめとし、企業会計を含めた6つの特別会計の当初予算及び議案の審議をお願いする際に、町政運営に当たっての所信の一端を申し上げ、議員の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

まず、本町を取り巻く財政環境は、町税や普通交付税などの一般財源の大幅な増加が見込めない中、老朽化した公共施設の更新など、諸課題への対応など新たな財政需要が増加傾向にあるため、これまでも増して効率的な財政運営が求められることとなります。

これらを踏まえ、令和7年度当初予算においては、経常経費のさらなる見直しにより経費を節減し、また、国・県補助、特別交付税措置等を最大限に組み入れた事業を検討することを基本に、財源確保に努めるとともに、聖域なく徹底した精査に選択を加え、優先すべき事業に対し適正に予算を配分することにより、浅川町第5次振興計画に掲げる政策目標・基本施策及び重点プロジェクトに基づく各種事業を確実に執行することを基本方針として編成を行ったところです。

しかし、その一方で、今年は町制施行90周年という記念すべき年であることから、町の将来の姿に希望を持っていたけりような、特色ある新たな事業を予算に盛り込んでおり、町民全員が90周年をお祝いできるような催しに加え、公共施設の更新に向けて計画づくりにも取り組んでまいります。

今後も、私が先頭に立ち、所管課長のリーダーシップの下、全職員が一丸となって、浅川町第5次振興計画においてまちづくりの基本指針とした、暮らしやすさ、新たな活力、人と人とのつながりの3つのキーワードに基づきながら、この浅川ならではの魅力の発信に努めるとともに、町のさらなる活力とにぎわいづくりに取り組んでまいります。

それでは、令和7年度の予算概要について申し上げます。

初めに、議案第17号の一般会計予算から申し上げます。

当初予算の総額は38億8,300万円とし、令和6年度当初予算と比べ6億1,500万円の減となりました。

まず、主な歳入について申し上げます。

1 款町税は6億4,592万2,000円、7 款地方消費税交付金は1億4,584万円、12 款地方交付税は16億7,069万3,000円を見込んでおります。

16 款国庫支出金は、浅川中学校建設関係補助金の減により3億3,047万3,000円、17 款県支出金は1億9,979万7,000円の計上となりました。

20 款繰入金は、浅川中学校建設事業分として浅川町役場庁舎等建設基金からの繰入れがないことから、前年度比3億191万6,000円の減となり、3億5,100万1,000円となりました。

23 款町債は、浅川中学校建設事業関係の起債の減額により2億2,240万円となっております。

次に、主な歳出について申し上げます。

2 款総務費は、町政施行90周年記念事業に係る経費、公共施設の更新計画に係る経費、移住定住関係費、地域おこし協力隊関係費、高齢者等タクシー料金助成事業費などを計上し、6億5,615万9,000円となりました。

3 款民生費は、児童手当の支給拡充等により、6億6,750万3,000円となりました。

4 款衛生費は、石川地方生活環境施設組合分賦金等を計上し、4億945万1,000円となりました。

6 款農林水産業費は、大草平田地区排水路改修工事などにより、2億231万3,000円となりました。

8 款土木費は、継続事業の曲屋破石線、里白石木和田塚線、住宅関係では背戸谷地第3 団地除却工事などを計上し、4億6,632万5,000円となりました。

9 款消防費は、須賀川地方広域消防組合分担金などで2億3,685万円となりました。

10 款教育費は、浅川中学校旧校舎解体工事などで、7億3,018万5,000円となっております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

議案第18号から21号につきましては、まず国民健康保険特別会計では5億5,848万7,000円、宅地造成事業特別会計は1,228万2,000円、介護保険特別会計では7億784万5,000円、後期高齢者医療特別会計は8,287万6,000円となりました。

次に、議案第22号及び23号につきましては、上水道事業会計では、第3条収益的予算で、収入1億5,772万円、支出は2億565万7,000円、また第4条資本的予算では、収入6,987万7,000円、支出は1億2,969万2,000円となりました。

下水道事業会計では、第3条収益的予算で、収入1億4,589万3,000円、支出は1億7,261万1,000円、また第4条資本的予算では、収入2億7,886万1,000円、支出は2億8,384万1,000円となりました。

以上が一般会計予算及び企業会計を含めた6つの特別会計予算の概要であります。

私は、これからも歩みを止めることなく、全ては町民のためにとの思いで、町民の皆様の負託に応えられるよう、各種施策を推進し、子育て世帯や高齢者、障がい者など、全ての町民が笑顔で暮らせる幸せなまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げ、町政施策の方針と当初予算の提案理由といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 議案については事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第4、町長提案理由の説明を行います。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、刑法等の一部改正により、「懲役」「禁固」の文言を「拘禁刑」に改正するもののほか、職員の分限に関し失職の特例を改めるものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足説明をいたします。

お手元のA4横長の条例の新旧対照表をご覧くださいと思います。A4横長の条例の新旧対照表です。よろしいでしょうか。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年福島県人事委員会勧告等があり、本町におきましても勧告制度の趣旨に鑑み、所要の改正をするものです。

改正の内容につきましては、給料号給の構成を改めるとともに、諸手当の廃止や改正を行うものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明いたします。

今ほどの新旧対照表の11ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年福島県人事委員会勧告等に基づき、本町におきましても勧告制度の趣旨に鑑み、所要の改正をするものです。

主な改正の内容につきましては、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限などです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明をいたします。

新旧対照表、36ページです。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第5号 浅川町企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、町職員のうち企業会計職員に係るものであり、先ほどの議案第3号と同じく、令和6年福島県人事委員会勧告等に基づき、本町におきましても勧告制度の趣旨に鑑み、所要の改正をするものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

42ページです。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第6号 浅川町語学指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、外国語指導助手の年間報酬額の見直しを図るものであります。

この改正は、総務省及び外務省並びに文部科学省からの通知により、増額の改定をするものです。昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向なども踏まえ、当該報酬額を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、私のほうより補足説明させていただきます。

改正する内容につきまして、新旧対照表の45ページのほうでご説明させていただきます。45ページをお開き願います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、昨年元日の能登半島地震を受け、災害に対応した職員に支給される災害応急作業等手当について国から通知が出されたことから、その趣旨を踏まえて、町も国・県に準拠するよう所要の改正をするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

新旧対照表の46ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに浅川町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関連する町条例の条項を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、関連する2つの町条例を改正するものとなっております。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 補足説明、税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、私のほうより税条例について補足説明させていただきます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第9号 浅川町農業集落排水施設分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年4月1日から上下水道事業を浅川町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に基づき管理しており、この条例の施行に伴い、農業集落排水施設分担金徴収条例中の根拠となる上位条例等の条文を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書31ページが条例の改め文となりますが、新旧対照表にて説明をいたします。新旧対照表の54ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第10号 花火の里ニュータウン汚水処理施設分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年4月1日に浅川町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例が施行されたことに伴い、花火の里ニュータウン汚水処理施設分担金徴収条例中の根拠条例を規定する条文を改正し、また、分担金の額について、現在の20万円から他の汚水処理事業と同額の13万円へ改定するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書33ページが条例の改正文となっておりますが、新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の55ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第11号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、土地の賃料の変動等の理由により、国及び福島県の道路占用料が改定されていることから、本町の道路占用料につきましても、国・県の浅川町における所在地区分の額と同額に改定するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書35ページからが条例改正の改め文となっておりますけれども、こちら、第6条に規定する占用料、別表の改正となります。国及び福島県におきましては、地価の水準、土地の賃貸借料の変動等を反映しまして道路占用料の改正を行っております。町におきましても、国・県の改正に合わせて、国の5つの9区分の5級地、それから福島県の3つの区分の甲、乙、丙の丙地として、それらと同額に改正を行うものとなります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第12号 浅川町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、浅川町定住促進住宅管理条例第10条に定める入居の手続きにおいて必要としている連帯保証人の数を、現行2名から、改正では1名に改め、同じく条例第16条で定める入居時の敷金の額について、現行の3か月分から、改正では2か月分に改めることにより、入居時の要件を緩和し、町内への定住や移住の促進を図るために改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 補足説明申し上げます。

議案書41ページが条例改正の改め文となっておりますけれども、新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の68ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第13号 浅川町定住・移住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、浅川町定住・移住促進住宅管理条例第10条に定める入居の手続きにおいて必要としている連帯保証人の数を、現行の2名から1名に改めることにより、入居時の要件を緩和し、町内への定住・移住促進を図るために改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 補足説明を申し上げます。

新旧対照表にて説明をいたします。新旧対照表の70ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第14号 浅川町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、安全な水道事業の継続に必要な技術者の確保を目的とし、国が水道法施行令及び水道法施行規則に規定されている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことを踏まえ、本町におけるこれらの資格要件を国と同様に改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表にて説明をいたします。新旧対照表の71ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第15号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ6,252万3,000円を増額し、総額を49億2,649万3,000円とするとともに、繰越明許費及び地方債を変更するものです。

補正の主なものについて申し上げます、提案理由といたします。

歳入について申し上げます。

地方交付税では普通交付税の追加交付により6,356万7,000円の増、国庫支出金では土木費国庫補助金で1,337万8,000円の増、新しい地方経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型で2,038万2,000円の増、繰入金では定住促進住宅維持整備基金繰入金で1,256万2,000円の減、町債では社会資本整備総合事業債で710万円の増、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で320万円の増、一般補助施設整備等事業債で810万円の増となります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、財政調整基金へ1億7,000万円積立てをすることとし、民生費では、児童手当で1,689万5,000円の減となります。

農業費では、農業振興費で837万4,000円の減、水田振興費で1,159万9,000円の減、土木費では道路新設改良費で2,474万4,000円を追加計上いたしました。

防災費では、備品購入費で4,076万5,000円の増、教育費では、浅川中学校の建設事業費で3,040万7,000円が減額となります。

このほか、各種事務事業の確定見込みによる額を補正しております。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明申し上げます。

今度は別に、A4横長の一般会計の補正予算書、右下に3月補正と記載されております。そちらをご覧くださいと思います。右下に3月補正と記載されております。よろしいでしょうか。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第16号 令和6年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年度浅川町介護保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ4,121万4,000円を追加し、総額を6億8,643万2,000円とするものであります。

歳入においては、保険給付費等の増額に伴い、国庫支出金747万5,000円、支払基金交付金686万7,000円、一般会計からの繰入金533万9,000円、基金繰入金2,153万3,000円を増額するものであります。

歳出においては、保険給付費の増額見込みにより、介護サービス等諸費3,550万円、高額介護サービス等費250万円、特定入所者介護サービス費300万円を増額するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから補足説明いたします。

補正予算書の31ページ、お願いします。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号～議案第23号の一括上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第17号 令和7年度浅川町一般会計予算、議案第18号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和7年度浅川町宅地造成事業特別会計予算、議案第20号 令和7年度浅川町介護保険特別会計予算、議案第21号 令和7年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和7年度浅川町上水道事業会計予算、議案第23号 令和7年度浅川町下水道事業会計予算、以上の7議案を会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 議案第17号から議案第23号までの提案理由につきましては、先ほど施政方針の中で申し上げたとおりであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 議案第17号 令和7年度浅川町一般会計予算について、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明を申し上げます。

A4横長の、タイトル、浅川町一般会計予算書並びに予算説明書、右下にナンバー1と書かれているものです。こちらにてご説明申し上げます。

なお、一般会計の歳入につきましては私より、歳出につきましては各課担当課長よりの説明となります。

また、特別会計、企業会計につきましても、各課担当課長よりご説明をいたします。

それでは、ナンバー1の7ページをご覧くださいと思います。

〔以下、一般会計歳入について、7ページより詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、歳出に入ります。

議会事務局長、田子広子君。

〔田子議会事務局長、議会費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、総務課長、生田目源寿君。

〔生田目総務課長、一般管理費、文書広報費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、会計管理者、坂本克幸君。

〔坂本会計管理者、会計管理費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

〔生田目総務課長、財産管理費、基金費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、企画商工課長、我妻悌君。

〔我妻企画商工課長、電子計算費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、総務課長、生田目源寿君。

〔生田目総務課長、自治振興費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、企画商工課長、我妻悌君。

〔我妻企画商工課長、企画費、広報費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

〔生田目総務課長、交通安全対策費、防犯対策費、消費者行政活性化事業費、町政施行90周年記念費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。
〔坂本税務課長、税務総務費、賦課徴収費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。
〔高野住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する〕

○議長（水野秀一君） ここで1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長、生田目源寿君。
〔生田目総務課長、選挙管理委員会費、参議院議員通常選挙費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。
〔我妻企画商工課長、統計調査総務費、指定統計調査費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 議会事務局長、田子広子君。
〔田子議会事務局長、監査委員費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、社会福祉総務費、障がい者福祉費、老人福祉費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。
〔高野住民課長、国民年金取扱費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、地域福祉センター費、コミュニティセンター費、国民健康保険繰出金、介護保険繰出金、後期高齢者医療繰出金、児童福祉総務費、母子福祉費、放課後児童健全育成事業費、地域子育て支援拠点事業費、こども家庭センター事業費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。
〔生田目建設水道課長、災害救助費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、保健衛生総務費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。
〔高野住民課長、環境衛生費について説明する〕

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。
〔佐川保健福祉課長、老人保健費、予防費、健康づくり推進費、母子衛生費、保健センター費、健康増進事業費について説明する〕

- 議長（水野秀一君） 次に、住民課長、高野喜寛君。
〔高野住民課長、清掃費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。
〔我妻企画商工課長、労働総務費、共同福祉施設費、勤労者体育センター費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 次に、農政課長、関根恵美子君。
〔関根農政課長、農業委員会費、農業総務費、農業振興費、水田農業振興費、畜産費、農地費、中山間地域等直接支払事業費、多面的機能支払事業費、林業振興費、森林病虫害対策費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。
〔我妻企画商工課長、商工振興費、観光費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。
〔生田目建設水道課長、土木総務費、道路維持費、道路新設改良費、河川総務費、都市計画総務費、住宅管理費、みのわ団地管理費、滝ノ台団地管理費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。
〔生田目総務課長、常備消防費、非常備消防費、防災費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。
〔我妻教育課長、教育委員会費、事務局費、国際交流費、浅川小学校費、浅川中学校費、浅川町学校給食センター費、あさかわこども園費、社会教育総務費、公民館費、歴史民俗資料館費、図書館費、保健体育費、町民運動場費、町民体育館費、町営プール費、武道館費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。
〔関根農政課長、災害復旧費について説明する〕
- 議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。
〔生田目総務課長、公債費、予備費、給与費明細書、債務負担行為・地方債等に関する調書について説明する〕
- 議長（水野秀一君） ここで3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時00分

- 議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、特別会計に入ります。

議案第18号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計予算について。

保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、予算書別冊のナンバー2のほう、ご準備願います。

まず137ページからです。こちら議案第18号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計予算です。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 議案第19号 令和7年度浅川町宅地造成事業特別会計予算について。

企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、153ページをご覧ください。

議案第19号 令和7年度浅川町宅地造成事業特別会計予算といたしまして、歳入歳出ともに1,228万2,000円を計上いたしました。

では、158ページをご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、議案第20号 令和7年度浅川町介護保険特別会計予算について。

保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、161ページからお願いします。

議案第20号 令和7年度浅川町介護保険特別会計予算です。歳入歳出の予算総額は、それぞれ7億784万5,000円となりました。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 議案第21号 令和7年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算について。

保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、引き続き187ページからお願いします。

議案第21号 令和7年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算です。歳入歳出の予算総額はそれぞれ8,287万6,000円となりました。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、議案第22号 令和7年度浅川町上水道事業会計予算について。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、令和7年度上水道事業会計について説明いたします。

予算書197ページになります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 次に、議案第23号 令和7年度浅川町下水道事業会計予算について。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、下水道事業会計について説明いたします。

227ページからになります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第24号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定につきましては、浅川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の、公募の規定によらない選定に基づき、吉田富三記念館の管理について、指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体の名称は、現在の指定管理者である一般財団法人浅川町吉田富三顕彰会で、指定管理の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。管理委託料は1,100万円を予定しております。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第25号及び議案第26号の一括上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第25号 町道路線の認定について及び議案第26号 町道路線の廃止についてを、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、2月26日に県道磐城浅川停車場線本町工区が開通し、旧県道を町が引き受けることに伴い、旧県道部と既存町道路線の起点及び終点を変更し、4路線を新たに認定するものであります。

また、4路線を新たに認定することに伴い、旧町道3路線を廃止するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案第25号の、今回、県道磐城浅川停車場線本町工区の開通に伴いまして、旧道を引き受けることになりました。これによって新たに認定替えする路線でございます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎発委第１号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第５、委員会提案理由の説明を行います。

発委第１号 浅川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、岡部宗寿君。

○議会運営委員長（岡部宗寿君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

標準会議規則の改正に伴いまして、議会の会議時間の変更について、あいまいな表現を見直し、会議時間内であれば議長が会議に宣告することにより会議時間を変更することができるよう明文化し、会議時間外は会議への宣告ができないため、災害の発生が予測されるなど、緊急に開議時刻を変更する必要があるときなどの、特に必要があると認めるときに限り、議長が会議時間を変更できるよう規定いたします。

次に、議場に入る者の服装、携帯品の禁止についてですが、病気その他の理由により必要と認められる携帯品は、議長の許可制から届出制に変更いたします。

また、「外とう、襟巻、かさ」の表記を法令の表記に合わせて改め、「つえ」は障害者差別解消法の施行に鑑み削除し、「写真機及び録音機の類」はデジタル技術の進展により、タブレット端末やスマートフォンなど、撮影・録音機能を持った多機能な機器が登場し制定当時とは社会情勢が大きく異なっていること、議会の審議において将来的にこうした機器を活用するに当たり、厳格に解すると、この規定が支障になることなどから削除いたします。

ただし、これにより議場における撮影・録音を解禁するものではなく、会議中のこれらの機器の私的な利用を認める趣旨ではありませんので、ご留意いただきたいと思います。

なお、今回、併せて字句の訂正とこれまで定めなかった「公聴会」及び「参考人」についての条文を新たに追加いたします。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎請願第１号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第６、請願の処理を行います。

請願第１号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） お配りされております請願の趣旨を読み上げて、あと若干補足して提案の理由を説明したいと思います。まず冒頭、請願団体である新日本婦人の会、どういう団体なのかといいますと、「生活の向上、女性の権利、子供の幸せのために力を合わせます」などの目的を持っている、大変長い歴史のある団体でありまして、実は私の母、今年で98歳になるんですけれども、若い頃からこの会に所属しておりまして、いろいろと取り組んだという、そういうきちんとした団体であります。

では、請願の趣旨を読み上げたいと思います。

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、行政の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。

国連の女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び、「2年以内に実施状況の報告を」と強く求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われていると言えます。

法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しています。

最高裁は、2015年及び2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとしました。

最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。

2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表しました。

総選挙の争点にもなり、衆議院選挙を経て、国会状況は大きく変化し、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっています。同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任であります。

以上、下記項目について、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう請願します。

請願事項。

1 選択的夫婦別姓制度を導入すること。

失礼しました。若干補足したいんですけれども、今、この別姓じゃなくて同姓を維持しながら、なるべく広

く通称使用を認めるようにすべきだという議論もあります。しかし、その点については、経団連の提言が明確にこう言っているんですね。「夫婦同姓を強制することが、女性活躍が進めば進むほど、ビジネスの現場でトラブルを招くリスクになっている。」例えばとして、多くの金融機関でビジネスネームで口座やクレジットカードをつくることができない。それから、海外では、パスポートと名刺の通称名が違うと、公的施設や民間施設に入館できないことがある。パスポートの名前と名刺の名前が違っていれば、これは怪しい人、危険な人というふうに見られるわけであります。

そういう状況の中で、通称使用の拡大ではもはや対応できないんだということで、経団連は選択的な夫婦別姓制度を導入すべきだということを求めているわけであります。

選択的な夫婦別姓制度に賛成する意見書を可決した件数は、今年の2月末で471件。東京都議会、大阪府議会をはじめ多数の県議会。それから、福島県内では福島市や会津若松市、須賀川市などなど、意見書を可決しており、増え続けているということを付言して、提案理由の説明といたします。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 請願第2号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますか、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 請願の趣旨を読み上げて、理由の説明に代えたいと思います。

女性差別撤廃条約は1979年に国連で採択をされ、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在、締約国は189、日本は1985年に批准しています。

選択議定書とは、この条約の実効性を強化するために、1999年、改めて採択されたもので、個人通報制度と調査制度という2つの手続を規定しています。個人通報制度によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に、国連女性差別撤廃委員会に申立てができるようになりました。現在115か国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で、日本は2023年、146か国中125位と過去最低となりました。選

択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になります。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は、日本に対し4回目の勧告を行いました。第5次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。早期に国会で審議をし、政府は批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書批准を求める意見書を上げた地方議会は12府県議会を含め279に上ります。この動きをさらに広げるために、貴議会においても、国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を提出するようお願いします。

請願事項。

1 女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。

なかなか、耳慣れない内容も含まれていると思うのですが、いろいろと疑問がありましたら、質問のところでお願いしたいと思います。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎請願第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 請願第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 毎年のことなので、皆さんも既にご承知と思いますが、労働賃金の引上げを求める意見書でございます。

請願趣旨に関しましては、毎年のことですので、かいつまんで説明させていただきたいと思います。

私の手元には、今までの最低賃金の交渉の結果が、十数年、二十年にわたっての表がございます。趣旨請願書にも記入してありますが、昨年は55円の上昇をすることができました。それでもまだ、全国平均からは100円の差がございます。そういう状況により、福島県からの労働者の流出が止まらず、人手不足、または物価高騰等により実質の賃金の値上げ以上に苦しい生活が続いているのが現状でございます。

また、全国的に見ましても、評価ランクA、B、Cと分類されている中の、福島県はBランクなんですが、Bランクの中での一番最下位という位置づけでございます。まだCランクにも、それより低い賃金の県もござ

いますが、ただ、Bの中に入っている県を見ましても、福島は東北でも一番南という好立地の中でも、このような賃金でまだ労働しているのかと、改めて実感した次第でございます。

そういうことを鑑みて、賃金の経済政策となる最低賃金引上げを強く要望していきたいという趣旨でございます。皆様のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

また、質疑等で何かございましたら伺いたいと思います。よろしくご協力をお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時25分